平成26年2月27日開会平成26年3月17日閉会

平成26年 第1回定例会会議録 (第2日目)

小豆島町議会

開議 午後1時00分

○議長(秋長正幸君) こんにちは。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

大変お忙しいところ、昨日に引き続きお集まりくださいましてありが とうございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、本日の 会議は成立しました。

これより会議を開きます。(午後1時00分)

直ちに日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第1号. 「小豆島町副町長定数条例の一部を改正する条例について」から議案第24号. 「平成26年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算」までに対する質疑、討論、採決及び委員会付託

○議長(秋長正幸君) 日程第1、議案第1号「小豆島町副町長定数条例の一部を改正する条例について」から議案第24号「平成26年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算」までに対する質疑、討論、採決及び委員会付託を議題とします。

お諮りします。

審議の方法でございますが、この際1議案ごとに審議を行い、本日採決できる議案は直ちに採決し、採決できない議案については関係常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 異議なしと認めます。それでは、1議案ごとに審議を行います。

初めに、議案第1号小豆島町副町長定数条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。15番浜口議員。

○15番(浜口 勇君) 香川県と県下8市9町を見ますと、高松市を除きまして、副知事、副市長、副町長を置いているところはありません。このことはプラスの面とマイナスの面があり、1人のほうがベターであると考えているのではないかと思います。仕事をこなすには、副町長の役職を持つ2名がいるほうが仕事を処理する面でよいかもしれませんが、マイナスの面があることを考慮に入れているのではないかなという

ことが考えられます。マイナスの点はどんなことが考えられるのか、あるいはマイナスの点を考慮された上で、やはり本町にとりまして2名の副町長であるほうが総合的に判断していいということになったのか、そこら辺は町長のお考えをお聞かせいただいたらと思います。

○議長(秋長正幸君) 町長。

○町長(塩田幸雄君) 副町長を、できればご理解をいただいて2名にしていただきたいというのが私の本心でありまして、それがかなわんというのなら、私が頑張ります。

香川県内の他の市町との比較をされてますが、正直申し上げまして私が今取り組んでいる課題は、香川県内のほかの市町ではない課題ばっかしだと思います。例えば、新しい病院をつくるというのもありますが、町を超えて2つの公立病院を統合するというのは初めてのこと、静岡県で1件例があったと聞いていますが、香川県では初めてのことで、病院の統合自体も未曽有のことですけれども、町を横断して統合するということはもうとてもとても大変な仕事です。両町の調整だけじゃなくて、医師確保のお話もしないといけませんので、これが1つあります。

もう一つは航路の振興です。これも、日本で初めてという試みをします。民設民営の船を国庫負担金でつくろうということを実現しようと思ってまして、全国で初めて、前例がないことです。これを後にはは、10年後かもしれません、もしかしたら数年後といければ、5年後には、10年後かもしれません、もしかしたら数年後ということになります。その他もろもろ、他の市町がやってない取り出るのようになります。その他ものあれば全部できるかでかのかないできるかがよりとして、これらは国とかいろんなできるかできるかのかものがあれば全部になっただけると思いますが、副町長ならば私のかわりとして対応していただけると思いますが、副町長ならば私のかわりとして対応していただけると思いますが、副町長ならば私のかわりますけれども、副町長ならば私のかわりますけれども、副町長ならば私のかおりますけれども、副町長ならできますが、総務部長が出たんで傍聴扱いになってます。このように、今取り組んでいる課題っていうのは、残念ながら私の体

一つでは無理です。ということで、ぜひお願いしたいと思います。 マイナスは、スタッフからすると副町長さんが増えると手続がややこ しいとか、事務費の、給与が上がりますから、行政の肥大化とかあると 思いますが、それのどちらをとるか議会で決めていただければ、私はそ

れに従います。

○議長(秋長正幸君) ほかに質疑はありませんか。11番村上議員。

○11番(村上久美君) 県下でも病院の統合事業についてはやってる 自治体もありました。その中で、そういう事業をやる場合に、副市長と かいう形を置いたような実績は香川県内であったんでしょうか。そのこ とを伺いたいと思います。

それと、確かに、町長を補佐するのは副町長ですから、いろんな重要な会の案内でどうしても行けない場合は、参加できない場合は副町長ということになりますが、それ以外のことについても、幹部、町長部局と思いますので、そういう対応もできるのではないかというふうに思うけですが、執行部の体制も部長職を置きながら今までどおり副町長1名でもることが住民から見た場合でもそうやってほしいと、副町長一人でやるべきだという声も、住民の中でほとんどそういうふうな声を私のまでやるべきだというあうに思うわけですが、先ほどの前段の質問についてお答えいただきたいと思います。

○議長(秋長正幸君) 総務課長。

○総務課長(空林志郎君) 今村上議員さんからご質問がありました、病院統合に際して新たに副市長なり副町長なりを設置したかということでございますけども、これについて、そういうことはなかったかと思うんですけども、今回先ほど町長が述べましたように、それはあクトでですの要因でございます。それ以外にも非常に大きなプロジェクトで政施策を今現在、本町のほうでは抱えております。それに対してのって行政施策を今現在、先ほど町長が申しましたように、国へ話を持つるに、ちり地方自治体同士で話をしたり、それから民間会社と折衝するよりな、そういうことが多々ございます。そういうようなことから本条例の改正をお願いしておるところでございます。

以上です。

○議長(秋長正幸君) 11番村上議員。

○11番(村上久美君) 今年度の町長の施政方針の中でも最大限のさまざまな施策をこの1年間の中でも取り上げ、また継続事業もあるわけですが、目いっぱいの1年間の事業を無理をしながら計画方針を立ててるのではないかというふうな感じもします。そこまでの事業を一気にやらなければならない、それに基づいて副町長2名を置かなければならないというふうなことなんでしょうか。一年間の中で分散的にやるいうこ

とはできないんですか。

- ○議長(秋長正幸君) 町長。
- ○町長(塩田幸雄君) 小豆島の現状と未来の可能性についての見解が随分違うんだなと。私自身は、この数年本当に本気でやらなければ小豆島は沈没すると思っています。とりわけ、一つの例、繰り返しになりますが、京阪神との航路を守るのか守らないのか、もし守るというのが島民の意思ならば、この一年全力投球する義務が私にはあると思います、次の世代のために。
- ○議長(秋長正幸君) ほかに質疑はありませんか。12番鍋谷議員。
- ○12番(鍋谷真由美君) 今病院の問題、航路の問題を言われたんですけれども、もし2人置いた場合に、分担する内容っていうのは確定しているのでしょうか。

それと、やっぱりその期間があると思うんですけど、ずっと2人置くということになるんでしょうか。そういう取り組みが終わればまた1人になるということなんですか。

- ○議長(秋長正幸君) 町長。
- ○町長(塩田幸雄君) 副町長は議会の承認案件だと思います。ずっと置くつもりはありません。その都度必要性を説明して役割分担を明示して、議会の議決を得て承認をしていただきたいと思っています。
- ○議長(秋長正幸君) ほかに質疑はありませんか。6番森議員。
- ○6番(森 崇君) 説明が近かったんで、なかなかついていけない というのが実態だと思います。

給与の点は、1人分増えるということですけど、副町長になられる方というのは職員では多分無理やと思うんで、年齢的なことも出てくるんですけど、その辺どう考えておられるのか。

それと、今回の議会で決めなくてはできないんでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

- ○議長(秋長正幸君) 町長。
- ○町長(塩田幸雄君) 人材は、ここのスタッフの中にたくさんいると 思っています。この中のどなたかにお願いしたいと思っていますし、ジ

ャンボフェリーの問題を一つとっても、3月も私は体が壊れるぐらいいろんなところに行かねばなりませんし、病院の問題は、いつも指摘しておりますように、香川大学にも行かねばならない、岡山大学にも行かねばならない、私が行けないとき副町長の肩書のある方が行かなければ、小豆島町は熱意がないとなされてしまいます。体は一つしかありませんで、懸案事項が山のようにある。でも、その懸案事項を先送りしていいというんであれば、別に今歳会で決める必要ないと思いますが、私は先送りをすることは次の世代に対する裏切りであると思います。

○議長(秋長正幸君) ほかに質疑はありませんか。11番村上議員。

○11番(村上久美君) 先ほど重要案件、町長が捉えてます航路の振興の問題ですが、今離島振興法のことも課題に上がってきてる中で、これもこの離島振興法が緩和される中で長期的な捉え方で取り組んでいくことも可能ではないかと。即今年度でどうこういうふうなことではやはり無理があるのではないかというふうに思うわけですが。

特に、町長、坂手港の問題も含めて、関連しておっしゃってると思うんですが、そこら辺を、住民側にとっても我々議員のほうに対してもそうですが、お聞きする中で十分に住民にこれをどう説明するか、内容的なものも含めて、私はちゃんときちっとわかるような、時間をかけたものが必要ではないかと。副町長を置く上での必要性、そこら辺がやっぱりこの議会で即決しなければならないということ自体、やはりどうしても無理があるというふうに思うわけですが、住民に対しての説明っていうのはどうなんでしょうか。

○議長(秋長正幸君) 町長。

○町長(塩田幸雄君) 住民の方への説明は誠心誠意しなければいけないと思ってますし、少なくとも坂手地区の住民の方には二度、三度、お話を直接したことがございます。

例えば、ジャンボフェリーを、新しい建造船をつくってもらおうと思えば、制度づくりから、ジャンボフェリー株式会社がどういう将来予測をするかとか、船が新しくできるまで多分3年、4年かかる話です。もう本当に追い込まれているのは我々であって、もしそれをしなくていいと言うならば、私をリコールしてください。私はそのぐらい、今しなければ数年後のジャンボフェリーが廃船になる時期に間に合わないと思ってるから申し上げているのであります。

それで、制度は今ないんです、国とか県に。新しい制度をつくっても らうべく国と県に話しかけて、なるほどなと思ってもらうのに多分1年、 2年かかるんです。その間、ジャンボフェリーのほうが意欲をなくさないように、これからも航路を守っていくんだ、自分たちの会社で新しい船をつくれるんだという将来展望がなければ、自分が経営者ならもうこの航路から撤退しようということになります。追い込まれているのは我々であって、時間がないのは我々だと思っているのでありまして、ぜひご理解をしていただきたいと思います。あくまで決めるのは議会ですんで、議会の人がそうであれば、私もそのつもりで仕事をさせていただきます。

- ○議長(秋長正幸君) ほかに質疑はありませんか。6番森議員。
- ○議長(秋長正幸君) 町長。
- ○**町長(塩田幸雄君)** これからも住民の皆さんと議会の皆さんには丁寧に説明をさせていただきます。
- ○議長(秋長正幸君) ほかに質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- ○議長(秋長正幸君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許 します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番村上久美議員。

○11番(村上久美君) 町長の思いはわかりますが、やはり住民との、私自身もそうですが、非常に大きなギャップがあります。住民の皆さんからのそういう批判もありました。なぜ小豆島の小さな町で2人も副町長がいるのかというふうな意見はありますし、やはりほかにそういう重要な人件費についても、もっと直接住民のほうに回すべきではないかと

いうふうな意見も聞かれました。今回の提案については、やはり賛成できませんので、反対の立場を表明したいというふうに思います。

- ○議長(秋長正幸君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。 5 番藤本傳夫議員。
- ○5番(藤本傳夫君) 私は、議案第1号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

現在、少子高齢化、人口減少が進む中、小豆島町が抱える行政課題は 広範多岐、また未来にわたって今しなければ後悔するのではないかとい うような案件が山積しております。町長が掲げる健康づくり、子育ち、 人づくり、産業づくり、文化・アート総合戦略、特に交通・通信の充実、 防災対策のどれをとってもいち早い対応が必要であり、そのためのトッ プマネジメントの充実は施策の達成に寄与するものと考えます。よって、 議案第1号小豆島町副町長定数条例の一部を改正する条例に賛成しま す。

○議長(秋長正幸君) 以上で通告による討論は終わりました。ほかに 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第1号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(秋長正幸君) 起立多数と認めます。よって、議案第1号小豆島町副町長定数条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

○議長(秋長正幸君) 次、議案第2号小豆島町消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋長正幸君) 異議なしと認めます。よって、議案第2号は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

○議長(秋長正幸君) 次、議案第3号小豆島サイクリングターミナル 整備基金条例を廃止する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 討論なしと認めます。討論を終わります。 これから採決します。

議案第3号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 異議なしと認めます。よって、議案第3号小豆島サイクリングターミナル整備基金条例を廃止する条例については原案 どおり可決されました。

○議長(秋長正幸君) 次、議案第4号小豆島町防災拠点施設再生可能 エネルギー基金条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋長正幸君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 異議なしと認めます。よって、議案第4号は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

○議長(秋長正幸君) 次、議案第5号小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。 歴史はたりませんか 19新知公議員

質疑はありませんか。12番鍋谷議員。

○12番(鍋谷真由美君) 奨学資金ですけれども、今借り入れる人数の枠はどういうふうになっているのかということと、「町内の高等学校を卒業し」っていうつけ加えた部分の対象は、普通で言うたら土庄町の人になると思うんですけど、それ以外の市町から来ている人も対象になるのかどうか。その場合、二重に、小豆島町以外でその住んでいるとこ

ろの奨学金と両方もらえるようになるのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

- ○議長(秋長正幸君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(坂東民哉君) 奨学資金の人数の枠ですけれども、人数の枠は設けておりません。所得による制限はありますけれども、予算化している人数以上の場合は補正予算で対応するということで、人数枠は設けておりません。

町内の高校の卒業者ということで、土庄町以外も想定できるかということにつきましては、あくまでも町内、現在ですと小豆島高校の卒業者を対象ということですから、当然それも含むことになります。

二重の奨学金をもらうことにつきましては、小豆島町内の場合は、小豆島町保健医療福祉関係職修学資金、これと併用してもらうことはできないという制限を設けております。具体的に、町内者であってもほかの奨学金、例えば学生支援機構の奨学金と併用いうことは可能です。ですから、今回の場合につきましても、それ以外の奨学金、例えば土庄町であれば土庄町との奨学金と併用して借りることは可能ということになります。

以上です。

- ○議長(秋長正幸君) ほかに質疑はありませんか。8番安井議員。
- ○8番(安井信之君) 先ほどの他町の奨学金と併用していうふうなところですが、その辺は他町の人にとっては有利というふうな形になってくると思うんですが、この辺ちょっとおかしい部分が出てくるんかなと。別の団体の奨学金なりは別にええと思いますけど、他市町がやっている同じような奨学金を二重借りしていく、その辺ちょっとおかしいのではないかなと思うんですが、その辺の考え方はこれでええんですか。その辺ちょっとお伺いしたい。
- ○議長(秋長正幸君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(坂東民哉君) 同じ町内で奨学金、先ほどの保健医療福祉関係ということであれば、両方に申請しているとか、両方で貸し付けをしないようなチェック体制がとれると思いますけれども、先ほどの、例えば他の団体とか他の市・町の場合でも、その方に対して貸し付けをしているかどうかということを確認することは、個人情報等もあってなかなか難しいものと思っております。結果的に、現在の条例ではほかの奨学金と併用して借りることは可能というふうに考えております。

以上です。

- ○議長(秋長正幸君) 副町長。
- ○**副町長(竹内章介君)** 安井議員のご意見、ごもっともでございますので、実際の運用に当たりまして、できるだけ不公平感の生じないように対処したいと思います。
- ○議長(秋長正幸君) ほかに質疑はありませんか。11番村上議員。
- ○**11番(村上久美君)** 今の副町長の答弁ですが、それは可能ですか、 現実問題、運用で、できるんですか。
- ○議長(秋長正幸君) 副町長。
- 〇**副町長(竹内章介君)** 条文にありますように、学校長の推薦ということでございますので、その段階での協議の中で可能だと考えます。
- ○議長(秋長正幸君) 11番村上議員。
- ○11番(村上久美君) 推薦をもらうということ、ただ土庄町のほうで申し込んだ場合に、それも町としての適用要件に合えばそれは申請した場合に出ると思いますよ。そういう場合は、それでは推薦があった場合でもそれは除外すると、言うたら外しますよというふうな判断もできるということになりますよね、運用の面で。
- ○議長(秋長正幸君) 副町長。
- 〇**副町長(竹内章介君)** ご本人に選んでもらうことになると思いますけど、そういったことも考えられます。
- ○議長(秋長正幸君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋長正幸君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋長正幸君) 討論なしと認めます。討論を終わります。 これから採決します。

議案第5号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 異議なしと認めます。よって、議案第5号小豆

島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

○議長(秋長正幸君) 次、議案第6号小豆島町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 討論なしと認めます。討論を終わります。 これから採決します。

議案第6号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 異議なしと認めます。よって、議案第6号小豆島町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

○議長(秋長正幸君) 次、議案第7号小豆島町体育施設条例の一部を 改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋長正幸君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋長正幸君) 異議なしと認めます。よって、議案第7号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

- ○議長(秋長正幸君) 次、議案第8号小豆島町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例について質疑を行います。 質疑はありませんか。12番鍋谷議員。
- ○12番(鍋谷真由美君) 今まで厚生労働省で定めていたものを町

の条例にするということで、内容についてはオリーブの部分が入っただけで、あとは変わりはないんでしょうか、その点お尋ねします。

- ○議長(秋長正幸君) 高齢者福祉課長。
- ○高齢者福祉課長(濱田 茂君) 内容につきましては、お手元にご配付の上程議案書の第44ページをもう一度ご確認していただけたらと思います。

厚生労働省令と異なる内容につきましては、第3条から第5条まで、この3点が町独自の基準になります。先ほどのご質問では、第4条のオリーブによる健康づくり、もう一点、第3条に記録の保存期間というものが定めてあります。こちら通常は2年の保存期間につきまして5年間の保存期間とするものです。このほか、第5条に非常災害時の連携協力体制の整備というものを定めておりまして、以上の3点が町独自の基準になります。

以上です。

○議長(秋長正幸君) ほかに質疑はありませんか。 「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋長正幸君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 異議なしと認めます。よって、議案第8号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

○議長(秋長正幸君) 次、議案第9号小豆島町新しい産業づくり条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋長正幸君) 討論なしと認めます。討論を終わります。 これから採決します。

議案第9号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 異議なしと認めます。よって、議案第9号小豆島町新しい産業づくり条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

○議長(秋長正幸君) 次、議案第10号小豆島町簡易水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 異議なしと認めます。よって、議案第10号は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

○議長(秋長正幸君) 次、議案第11号小豆島町障害者グループホームの指定管理者の指定について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 異議なしと認めます。よって、議案第11号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

〇議長(秋長正幸君) 次、議案第12号小豆島町辺地総合整備計画の策 定及び変更について質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許 します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷真由美議員。

○12番(鍋谷真由美君) ここに出ております総合整備計画のほとんどの部分には賛成ですけれども、内海ダム関連で、公園整備事業いうことで事業費の増額が出ております。この間、この部分については反対しておりますので、反対をしたいと思います。 以上です。

- ○議長(秋長正幸君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。 5 番藤本傳夫議員。
- ○5番(藤本傳夫君) 私は、議案第12号小豆島町辺地総合整備計画の 策定及び変更についての賛成で意見を述べたいと思います。

今回の計画では、坂手地区に消防車両を整備し、地域の防災体制の充実を図るための計画策定と、計画変更では、三都辺地に消防水利確保のための防火水槽整備事業の追加のほか、各辺地の既存事業の事業費が固まったためその財源となる辺地対策事業債の予定額の変更が主なものであります。

事業内容は、消防力の強化や中学校統合に向けた通学の足の確保、また公園整備や簡易水道の上水道統合など、住民が安心安全に生活するために必要な多くの事業に有利な財源を確保するための計画策定や変更であります。私は議案第12号に賛成します。

○議長(秋長正幸君) 以上で通告による討論は終わりました。ほかに 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) これで討論を終わります。 これから採決します。この採決は起立によって行います。 議案第12号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。 〔賛成者起立〕

〇議長(秋長正幸君) 起立多数です。よって、議案第12号小豆島町辺 地総合整備計画の策定及び変更については原案どおり可決されました。

○議長(秋長正幸君) 次、議案第13号平成25年度小豆島町一般会計補 正予算(第5号)の質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。 質疑はありませんか。12番鍋谷議員。

〇12番(鍋谷真由美君) 国の臨時福祉給付金事業ということで、 補助金が出て1世帯1万円、加算が5千円ということですけれども、消 費税が増税された場合に、住民の暮らしに対する影響っていうのはすごく大きなものがあると思います。こういう補助金はもちろんもらえるにこしたことはないんですけれども、それで町民の暮らしへの影響がなくなるかといえばそういうことはないわけで、その点について町はどういうふうにお考えでしょうか。

- ○議長(秋長正幸君) 企画振興部長。
- ○企画振興部長(大江正彦君) 確かに、消費税の引き上げということで町民の皆様の生活に影響はあるかと思います。ただ、これは国の施策でございまして、町独自で定められるものではございません。消費税の増額に際しまして新たに給付金事業もできておりますので、それも、昨日申し上げたように緩和策として幾らか効果があるものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。
- ○議長(秋長正幸君) ほかに質問はありませんか。11番村上議員。
- ○11番(村上久美君) この消費税に関連して低所得者等に対する支援策ということで国のほうから来てるわけですが、臨時福祉給付金に対しても、非課税世帯等で3,800人とか基礎年金云々のところで2,000人とか、子供に対しても1,600人見込んでますが、この消費税が増税された段階で、この対象者に対しての増税部分って幾らになるんでしょうか、計算、答弁願えますか。
- ○議長(秋長正幸君) 企画振興部長。
- ○企画振興部長(大江正彦君) 大変難しい質問かと思います。個々に 生活の実態も違いますし消費も違います。それを押しなべて幾ら増税に なるかといったようなことは、お答えする知見がございませんので、ご 理解いただきたいと思います。
- ○議長(秋長正幸君) 11番村上議員。
- ○11番(村上久美君) 1人6万7千円の負担増になるわけですが、 今臨時給付金のところについても、人数、対象のところをきちっと示し てるわけですから、一定の計算ができるんじゃないかなと思うたんです けども、難しいと、できないんであれば仕方ありません。これで、住民 の皆さんがいただいたからといって、全部カバーできないというのは明 らかなわけです。ですから、給付されることは何ら反対することはあり ませんが、それでカバーできないということの消費税の仕組みっていう

ことをぜひ認識しておいていただきたいと思います。

- ○議長(秋長正幸君) 企画振興部長。
- ○企画振興部長(大江正彦君) 再々申し上げてますけれども、あくまで緩和と申し上げております。解消できないことは皆さんもご存じのとおりであると思います。
- ○議長(秋長正幸君) ほかに質疑はありませんか。12番鍋谷議員。
- ○12番(鍋谷真由美君) 8ページの内海病院及び介護老人保健施設うちのみ跡地利用調査業務委託料いうことで、この説明で老健うちのみの部分が増えたというふうに言われたと思うんですけど、老健うちのみも跡地になるんですか、その辺どういう。
- ○議長(秋長正幸君) 副町長。
- ○副町長(竹内章介君) 庁内のプロジェクトでいろいろ検討しておりますが、実は内海病院の跡地を利用して庁舎に転用できないかということで安易に考えておりましたら、建築上の荷重ですが、事務室の場合には平米当たり300から400キロの荷重が必要であると、病室部分については180ぐらいなんです。ですから、3階、4階、5階、6階の病室の部分に事務室を設置してそこへ机やロッカーやということになると、無理が生じるんではないかということがわかってまいりました。

庁舎特別委員会で、内海病院を候補地として加えていただきたいということでご了承いただいたわけですが、今回新たにご提案をするに際はましても、そしたら老健は転用できないのだろうかということも一応検討調査しておかないと次の手が打てませんので、例えば内海病院の1階、2階部分は事務室としては十分使えますし、そちらへ書庫なり、重い部分をそのあたりへ集中すれば、執務室はできるだけ机と、できるだけれと、を考えたいのあたりへ集中すればいけんことないかなということを考えた、内海病院については当計をした教育施設研究所に、のですから、内海病院については当計をした教育施設研究が違うというにとなんで、一からの積み上げをしてもらうわけで式が違うということなんで、一からの積み上げをしてもらうわけで式が違うということなんで、できたいということでお願いをしたわけでございます。

○議長(秋長正幸君) ほかに質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり] ○議長(秋長正幸君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許 します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷真由美議員。

○12番(鍋谷真由美君) 今説明のあった内海病院と老健うちのみ跡地の利用調査業務委託料ですけれども、病院が統合されなければそれは必要ないわけで、病院統合には反対の立場からこれは反対をいたします。

以上です。

- ○議長(秋長正幸君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。 5 番藤本傳夫議員。
- ○5番(藤本傳夫君) 私は、議案第13号に賛成の立場で意見を述べた いと思います。

平成25年度小豆島町一般会計補正予算(第5号)では、新病院開院後の内海病院と老健うちのみの施設を有効に活用するための調査委託料のほか、国が昨年末閣議決定した好循環実現のための経済対策を受けて実施する消費税増税に配慮した低所得者や子育て世帯への給付金支給事業や、4月以降の消費税増税に伴う景気の腰折れを防ぐための公共事業の前倒しなど、緊急に対応すべき予算が計上されております。消費税がどうのこうの、上がるためにどうのこうのとありましたが、それは社会のための増税でありまして、今単一に二月、三月のことを考えてするための税金ではありませんので、私は議案第13号に賛成するものであります。

○議長(秋長正幸君) 以上で通告による討論は終わりました。ほかに 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋長正幸君) これで討論を終わります。 これから採決します。この採決は起立によって行います。 議案第13号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。 〔賛成者起立〕

○議長(秋長正幸君) 起立多数です。よって、議案第13号平成25年度 小豆島町一般会計補正予算(第5号)は原案どおり可決されました。

○議長(秋長正幸君) 次、議案第14号平成26年度小豆島町一般会計予

算について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 本案については、総務建設常任委員会所管分は総務建設常任委員会に、 教育民生常任委員会所管分は教育民生常任委員会に付託をして審査をし ていただくことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 異議なしと認めます。よって、議案第14号は総務建設常任委員会及び教育民生常任委員会に付託をして審査をしていただくことに決定されました。

○議長(秋長正幸君) 次、議案第15号平成26年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋長正幸君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 異議なしと認めます。よって、議案第15号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

○議長(秋長正幸君) 次、議案第16号平成26年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋長正幸君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

○議長(秋長正幸君) 次、議案第17号平成26年度小豆島町後期高齢者 医療事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

○議長(秋長正幸君) 次、議案第18号平成26年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 異議なしと認めます。よって、議案第18号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

○議長(秋長正幸君) 次、議案第19号平成26年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋長正幸君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 異議なしと認めます。よって、議案第19号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

○議長(秋長正幸君) 次、議案第20号平成26年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋長正幸君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 異議なしと認めます。よって、議案第20号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

○議長(秋長正幸君) 次、議案第21号平成26年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋長正幸君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 異議なしと認めます。よって、議案第21号は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

○議長(秋長正幸君) 次、議案第22号平成26年度小豆島町水道事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋長正幸君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 異議なしと認めます。よって、議案第22号は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

- 〇議長(秋長正幸君) 次、議案第23号平成26年度小豆島町病院事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。11番村上議員。
- ○11番(村上久美君) 26年度の病院事業会計ですが、今年度からい ろんな内海病院の経営等の改革を行って、内部でも議論してきたと思い ますが、その中での議論に基づいて、26年度はどのような形で反映され ているのか伺います。
- ○議長(秋長正幸君) 病院事務長。

○内海病院事務長(岡本達志君) 平成25年度におきましては、経営改善の取り組みを行いまして、現在のところ大まかな見込みでございますが3千万円程度の赤字の決算になりそうな見込みとなっております。それは、いろいろ院内で取り組みの結果があらわれてまして、もちろんそのもとになります患者数等、その辺の数字も伸びてます。

そういうことで、できることに関しましては、26年度も同様の取り組みを継続してまいりますが、ドクターの減少等がありますので、それに伴う診療報酬の減少というのは避けることができないと考えております。

- ○議長(秋長正幸君) 11番村上議員。
- ○11番(村上久美君) 病院内での医師の体制等については、この予算にはどのような形で反映されてますか。
- ○議長(秋長正幸君) 病院事務長。
- ○内海病院事務長(岡本達志君) 平成26年度予算の編成に当たりましては、平成25年11月の時点での実績に基づいて積算しております。その中で、外科の徳永先生、常勤の先生が26年度は退職して、その後のめどが立っていないというのはわかっておりましたので、その部分についてはその影響額を見込んではおります。 以上です。
- ○議長(秋長正幸君) ほかに質疑はありませんか。11番村上議員。
- ○11番(村上久美君) ということは、徳永先生が退職いうことで、 あとの補充等についても、今のところこの26年度については反映されて ないというふうなこと。途中でそれが補正内で反映される可能性も残っ ているということなんでしょうか。
- ○議長(秋長正幸君) 病院事務長。
- ○内海病院事務長(岡本達志君) 今の議員さんのおっしゃるとおりでございまして、その時点で予測できる部分については当然見込んでおりますが、予測できてない部分については反映されてませんので、そういう状況が変わった段階で補正ということで対応させていただきたいと思います。
- ○議長(秋長正幸君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋長正幸君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 異議なしと認めます。よって、議案第23号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

○議長(秋長正幸君) 次、議案第24号平成26年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。 本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秋長正幸君) 異議なしと認めます。よって、議案第24号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

本日、各委員会に付託しました議案の審査報告は、3月17日の本会議 にお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

次回は3月11日火曜日午前9時30分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後1時55分